業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

一～五　［略］

2～6　［略］

（療養に要した費用の額）

第四条の十二　第四条の十の規定は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくは二又は第三号ロ、ハ若しくは二に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（限度額適用証の交付等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

一～五　［同上］

2～6　［同上］

（療養に要した費用の額）

第四条の十二　第四条の十の規定は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ又は第三号ロに規定する文部科学省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（限度額適用証の交付等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくは第四号ハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

一～六　［略］

2～6　［略］

（療養費、家族療養費及び月間の高額療養費の申請等）

第五条　［略］

2～6　［略］

7　加入者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号又は第十一条の三の五第一項第五号の規定を適用して算定される高額療養費の支給を受けようとするときは、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号に規定する費用として支払つた額に関する証拠書類又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号若しくは第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を、当該高額療養費の請求を行うときに提出しなければならない。

8　［略］

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第五条の十　［略］

2　［略］

3　申請者が、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4～6　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

一～六　［同上］

2～6　［同上］

（療養費、家族療養費及び月間の高額療養費の申請等）

第五条　［同上］

2～6　［同上］

7　加入者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号又は第十一条の三の五第一項第五号の規定を適用して算定される高額療養費の支給を受けようとするときは、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号に規定する費用として支払つた額に関する証拠書類又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号若しくは第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を、当該高額療養費の請求を行うときに提出しなければならない。

8　［同上］

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第五条の十　［同上］

2　［同上］

3　申請者が、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4～6　［同上］

附　則

この省令は、平成三十年八月一日から施行する。